

○大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月16日

条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」
という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項
を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個
人番号利用事務実施者
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定
する情報提供ネットワークシステム

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その
適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国と
の連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施
策を実施するものとする。

(個人番号の利用)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲
げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる

機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	大田市福祉医療費助成条例（平成17年大田市条例第1

05号)による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	大田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報(法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。) 住民票関係情報(法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。)